

鎌倉市戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金交付取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から実施される戸別収集に伴い集合住宅が設置することとなる戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理を適正に行うため、予算の範囲内でごみ集積所の設置及び維持管理を推進する事業の実施に必要な経費の一部を補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸別収集品目専用集積所 令和7年4月1日から実施される戸別収集に伴い集合住宅が設置する又は設置を予定している戸別収集品目専用のごみ集積所
- (2) 自治会・町内会 同じ地域に住む人たちで自主的に構成されている最も身近な住民自治組織
- (3) 管理会社等 アパート又はマンションの管理運営等を行う法人若しくは組合団体又はこれらを所有する個人
- (4) ごみ収納庫 次のアからウまでの全てを満たすものをいう。
 - ア 一般家庭から排出された戸別収集品目を、収集前に一時貯留する目的のもの
 - イ 戸別収集品目の飛散及び鳥獣等による戸別収集品目の散乱を防ぐ構造であるもの
 - ウ 開口部付きであり、周囲及び天井が囲われているもの
- (5) ごみ散乱防止ネット 一般家庭から排出されたごみを、収集前の一時的な貯留その他鳥獣による被害を防止するために設置するネットをいう。
- (6) ごみ集積所 ごみ収納庫及びごみ散乱防止ネット

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自治会・町内会又は管理会社等であって、交付決定通知日以降に物品を購入し、第12条に定める期限内に補助金の実績報告をできる者とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ集積所設置事業
- (2) ごみ集積所維持管理事業

(補助要件)

第5条 前条第1号のごみ集積所設置は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 現在、集合住宅敷地外で利用しているごみ集積所から移設し、集合住宅敷地内に戸別収集品目

専用集積所を設置する場合

- (2) 現在、集合住宅敷地内で利用している集積所に設置してある設備から、第2条第4号又は第5号の基準に適合する設備へ変更する場合

2 前条第2号のごみ集積所維持管理は、ごみ集積所を清潔に管理するために必要な啓発活動又は管理活動にかかるもので、次の各号に掲げるものとする。ただし、ごみ集積所の修繕等を行う場合は除く。

- (1) 周知啓発用チラシの作成
- (2) 周知啓発用看板の作成
- (3) 監視カメラの購入及び設置
- (4) その他市長が認めるごみ集積所維持管理

3 第1項の規定にかかわらず、鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）第51条第1項による開発事業で建築された集合住宅で、令和7年（2025年）3月31日までにその引渡し完了していないものについては、補助の対象としない。

4 この補助金の対象経費と重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助等を受けている場合には、当該対象経費を補助の対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象事業にかかる費用の4分の3とし、10万円を限度とする。

(1) ごみ集積所設置事業

補助対象事業にかかった費用には本体とそれに付随する基本部品及び消費税を含み、運搬、設置、保証料等の費用は含まない。

(2) ごみ集積所維持管理事業

補助対象事業にかかった費用には本体とそれに付随する基本部品、設置に係る費用及び消費税を含み、運搬、保証料等の費用は含まない。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、鎌倉市戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ごみ集積所位置図

(2) 補助事業にかかる費用がわかる書類

ア ごみ集積所設置事業

ごみ集積所の規格及び金額がわかる書類

イ ごみ集積所維持管理事業

実施事業の金額がわかる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助の申請は、1つの集積所につき、補助対象事業ごとに1回までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容の審査を行い、補助金額及び交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、鎌倉市戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金交付等決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第10条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、当該補助を利用して購入したごみ集積所を清潔に保つとともに、事故等が発生しないよう適正に維持管理し、ごみ集積所周辺住民に迷惑とならないようごみの飛散及び鳥獣等による散乱の防止に努めなければならない。

2 補助事業者は、当該補助を利用して購入したごみ集積所を、現在ごみ集積所を利用している全員が適切に利用できるような必要な措置をとるよう努めなければならない。

(変更又は中止)

第11条 補助事業者は、補助内容を変更又は中止しようとするときは、鎌倉市戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金（変更・中止）承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業変更により交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに鎌倉市戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金（変更・中止）承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該年度内に補助事業を完了することとし、補助事業完了日から2箇月以内または補助対象期間内の各年度末日から20日以内のいずれか早い期日までに戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、当該期日が市の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 請求書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 補助対象事業として、作成、購入又は設置した物の写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(暴力団の排除)

第14条 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 条例第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

2 市長は、必要に応じ

又は補助を受けた者が、前項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、本人の同意を得るものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 本要綱の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が前条の規定による補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行い補助金の返還を命ずるときは、鎌倉市戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金返還通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（その他の事項）

第17条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については「鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）」に定めるところによる。

- 2 その他必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年9月19日から施行する。

付 則

（施行期日等）

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

（経過措置）

第11条の規定については、施行前に提出された申請に関しては、従前の例による。

また、この要綱の施行の際現に存する改正前の第1号様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。